

リース会計基準改定 税務処理はどう変わる

リース取引については企業会計基準委員会というところがその会計処理基準を定めています。リース期間中の契約解除不可で、賃借人がリース物件の使用に伴って生じる費用を実質的に負担する契約になっているものをファイナンスリース取引といいますが、そのファイナンスリース取引については、売買取引として会計処理を行うことを原則としています。ただし、リース物件の所有権が借手に移転しないものについては、例外として賃貸借取引として会計処理を行うことができる、としています。

売買処理が原則で、賃貸借処理は例外なのですが、ほとんどの企業のリース取引

はこの例外処理を採用しています。税法も、この現実を承けた規定振りになっています。

そんな状況下で、平成18年12月、新リース会計基準が公表されました。内容は、圧倒的多数派の原則無視振りを否定するもので、例外処理規定を廃止するというものでした。適用は、平成20年4月1日以後締結の契約からです。

税法は早速、この会計基準変更を承けて、この春の改正項目に取り込みました。

リース物件は売買取得資産ということになるので、リース契約時にリース総額で資産計上、負債計上します。資産は減価償却により費用となり、負債はリース料の支払をもって弁済となります。消

費税も仕入税額控除の時期が前倒しになります。

ただし、実際の減価償却額はリース料の費用化額と実質的に変わりません。また、賃借人が旧来どおりリース料として経理していた場合でも、これは償却費として取り扱われますので、特に会計基準の変更に無頓着でも困ることはなさそうに見えます。

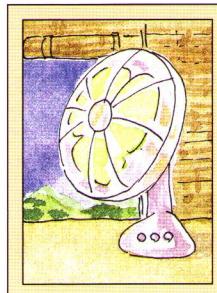
ところが、やはり、リース取引の尻尾が残っていることからくる、いくつかの注意点が存在します。

①減価償却資産なら当然に適用を受けられるはずの、圧縮記帳、少額減価償却資産、一括減価償却資産の取扱いの対象からは外されています。

②リース税額控除制度は廃止され、代わりに、買取りによる取得の場合の税額控除の適用ができるようになります。しかし、特別償却の適用はごとく排除されています。

現在は過去以外の何ものも含んでいない。
そして、結果のなかに見出されるものは、既に原因のなかに在ったのである。

(フランスの哲学者 ベルグソン)



8月、みちのくから始まつた祭りは、飛行機の空弁、高速道の速弁、列車の駅弁と共に、よさこい、阿波踊りと移動して行く。日本最初の駅弁は、握り飯二個と沢庵を竹の皮で包んだ五銭のもの。明治18年7月16日東北線宇都宮駅で売り出しました。二番目は信越線車窓販売を始めたのは明治30年頃の国府津駅でした。8日立秋、23日处暑。

8月の税務メモ

(国 税)

- 7月分源泉所得税の納付(特例適用者を除く)
- 6月決算法人の確定申告
- 12月決算法人の中間(予定)申告
- 個人事業者の消費税中間申告

10日

- 7月分個人住民税特別徴収分の納付

31日

- 6月決算法人の確定申告
- 12月決算法人の中間(予定)申告
- 個人事業税の第1期分納付
- 個人住民税の普通徴収第2期分納付
- 個人事業者の地方消費税中間申告